

議員発案第4号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年 5月28日

提出者 加茂市議会議員 関 龍 雄

賛成者 同 森 山 一 理

同 同 樋 口 博 務

同 同 大 関 勝 正

同 同 樋 口 浩 二

平成19年 5月28日議決

加茂市議会議長 山 田 義 栄

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成三年条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「八人」を「七人」に改め、同条第三号中「七人」を「六人」に改める。

第四条第二項中「八人」を「六人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年五月二十八日から施行する。